

工事協定書

東習志野三丁目町会、近隣、周辺住民・川鉄跡地巨大マンション群建設を反対する会（以下「甲」という）と建築主代表及び施工者 株式会社 長谷工コーポレーション（以下「乙」という）とは、乙が千葉県習志野市東習志野2丁目1番2他（地番）（以下「当該地」という）に建設予定の（仮称）東習志野計画新築工事（以下「本件建築物」という）について甲・乙協議のうえ、下記のとおり協定するものとする。

記

第1条（基本事項）

甲・乙は、誠実にこの協定書に定める事項を履行し、より良い近隣関係の育成に努めるとともに、本件建築物の建築によって甲の日常生活に著しい障害をあたえないように対策を講じるものとする。

第2条（計画概要）

建築物の名称：（仮称）東習志野計画

敷地面積： 66,574.24㎡ 建築面積：25,323.96㎡

延床面積：164,800.05㎡ 構造規模：RC造 地上14階、1,453戸

最高高さ： 43.29m

乙は、甲と協議した本件建築物の設計又は施工に関する内容を変更しようとする時は、軽微なものを除き、事前に甲に説明するものとする。この場合において甲が本協定を変更する必要があると認めるときは、乙は協議に応じるものとする。

第3条（関連法規の遵守）

乙は、当該建築物の工事に際しては、建築基準法の規定はもちろんのこと、千葉県公害防止条例、労働安全衛生法、労働基準法、道路交通法等法規を遵守し、その他関係官庁等の指導に従い甲の日常生活に支障のないよう充分留意するものとする。

第4条（事前調査及び周辺家屋及び付属物の損傷）

乙は、本件建築物の施工に起因し、甲の建物及び付属物に損傷を与えた時は、甲・乙は協議の上、修復または補償を乙の負担で行うものとする。

乙は、工事により毀損の恐れのある甲の家屋及び付属物については当該家屋の所有者、居住者等の立会いの上、写真撮影等を実施し、甲の家屋等の現況を確認した調査結果報告書を甲に提出するものとする。また、家屋調査未実施のお宅より損傷があったと申し入れがあった場合も、乙は速やかに状況を確認し、甲・乙協議の上、修復または補償を乙の負担で行うものとする。

なお、本条の調査及び調査資料に関する費用は、乙の負担とする。

第5条（工事期間）

本件建築物の本工事の工事期間は平成19年12月8日より平成22年6月末日（予定）とする。

ただし、天候その他諸事情により工事期間を延長または変更する場合は、乙は1週間前までに甲に文書で連絡するものとする。

- (1) 乙は、工事期間中、月毎の作業予定表を甲に配布する。
- (2) 乙は、Ⅱ、Ⅲ工区の工事着手時に甲に各工区の工事スケジュールを説明するものとする。

第6条（作業時間等）

- (1) 作業日は月曜日から土曜日までとし、作業時間は準備及び後片付け作業を含め、午前8時00分から午後6時30分までとする。

- (2) 日曜日は全休とする。

ただし、やむを得ず日曜日に作業を実施する場合は、甲に文書で連絡するものとする。

なお、祝日作業を実施する場合は、午前8時00分から午後6時00分までとし、騒音・振動による迷惑が予想される根切り工事、コンクリート打設工事は行わず、騒音・振動が軽微な軽作業（別添祝日作業内容一覧表）に限り、実施するものとする。

- (3) コンクリート打設作業等途中で中断できない作業においてやむを得ず延長が生じる場合は、上記時間外でも作業することがあるが、この場合速やかにその旨甲代表者に文書で通知し、当該地仮囲いの週間工事掲示板に掲示するものとする。（東西南北4ヶ所、以下同様とする）

- (4) 工事の進捗状況に応じてやむを得ず行う騒音・振動の伴わない軽作業や内部仕上げ工事については上記作業時間外でも作業することがあるが、この場合、少なくとも1週間前にその旨書面で甲に配布、通知し、週間工事掲示板に明記するものとする。なお、最大延長時間は午後8時00分までとするが、コンクリート打設後のコテ押さえ作業の場合は午後10時00分までとする。

ただし、コテ押さえ終了時間については外気温の低い時期やその他の時期で止むを得ない理由が生じた場合は午後10時00分を延長してできるものとする。乙は、外気温が低い時期は月間工程表にその日時を明記することで甲に周知するものとし、その他の時期で止むを得ず延長する場合は、判明した時点で速やかに甲に文書で通知するものとする。

- (5) 甲に迷惑を及ぼす建設機械等の搬出入に際しては、所轄警察署の指示に従うものとする。又、所轄警察署から作業時間、作業形態について指示を受けた場合は、上記作業日、作業時間外でも作業することがあるが、この場合、原則として1週間前までに甲に文書で連絡するものとする。
- (6) 暴風・大雨等被害が予想される場合は、事前に仮囲い、資材、養生網、シート等十分な安全対策を講じるものとする。万一地震等緊急事態が発生した場合は、上記作業日、作業時間外でも安全対策作業に限り作業することがある。

- (7) 休日又は夜間に生じたトラブルに対しては速やかに現場に到着し直ちに対処するものとする。

第7条（危険防止処置対策）

乙は、本件工事を施工するに当たり、周辺家屋等を毀損しないよう、又、人身に対する危険防止のため、次のような保全措置を講じるものとする。

- (1) 当該地周囲は万能鋼板（高さ3m）で仮囲いを行うものとする。
- (2) 資材、工事機械、くず、ごみ等の飛散、落下等を防止するための措置を行うものとする。
- (3) 作業のための足場面（ご近隣に面する箇所のみ）には飛散防止のため、メッシュシート又は養生シート張りとする。
- (4) 危険物（工事用ガス、有機溶剤等可燃物等）を使用、又は保管する場合は、管理責任者を定め、安全管理を充分に施すものとする。

第8条（工事中の交通安全対策）

乙は、工事現場の出入口については、歩行者及び通行車両等の安全を優先し、特に歩行者の安全確保及び路上の清掃に努めるものとする。

- (1) 工事期間中の交通安全対策については、所轄警察署の指示・指導に従うものとする。
- (2) 工事車両には、「工事関係入場許可書」を配布し車内の見える箇所に提示する。
- (3) 工事期間中車両の出入りについては交通誘導員を配置し安全を確保する。
- (4) 工事期間中車両の出入り、工事資材の搬入等については学童の登校通学時間帯は行わないものとする。
- (5) 工事車両の運転手に対しては、近隣・周辺道路の制限速度を遵守するとともに近隣・周辺道路で待機することの無いよう指導を徹底する。
- (6) 工事車両等が退場する際は、出入り口付近を土砂等で汚さぬよう、当該地内で洗浄し出入り口付近をむやみに散水しない。又、コンクリートミキサー車においても当該地外で洗浄をしないよう指導を徹底する。
- (7) 大型車両は日立通り及びマラソン道路を利用しないものとする。
- (8) 工事関係者の通勤車両は午前8時までに敷地内に入場させ、入場後はアイドリングを止め、作業開始まで休憩所で待機するよう指導を行うものとする。
- (9) 本工事関係車両による道路損傷については、その状況をその都度確認し、その対応については関係者及び所轄官庁と協議して乙の責任において復旧するものとする。

第9条

乙は、工事の施工中、甲の日常生活及び家屋等に与える影響を最小限にとどめるために次の措置を講じるものとする。

- (1) 騒音・振動防止のため工事用機械・車両・工具等の使用に当たっては、法令等に定められた規制基準を遵守するとともに低騒音・低振動型の物を選定し、使用する。

- (2) 建設機械の運転作業に際しては騒音・振動に充分注意し丁寧な作業を行うよう運転手にその都度朝礼等で指導を徹底する。
- (3) その他工事に伴い、甲に迷惑のかからないよう最善の努力を行うものとする。

第10条（工事現場の風紀対策）

乙は、現場作業員等が甲に対し、不謹慎な言葉使いや態度・行動をとらないよう充分注意、指導し現場の規律を保つものとする。

- (1) 当該地内に休息所は設置するが、作業員の宿泊施設は設置しない。
- (2) 所轄警察署の指示・指導に従い作業のために早朝に当該地内に入場する場合は、作業員に騒音を生じさせないよう指示・指導を徹底する。また、午後7時を過ぎて退場する場合も騒音を生じさせないよう指示・指導を徹底する。
- (3) 作業員の風紀については甲に不快感を与えないよう、指導・監督の徹底を図る。
- (4) 作業員は、当該地外においてタバコ・ゴミ・空き缶等のポイ捨て、立小便等をしないよう指導を徹底する。
- (5) 作業員の通勤用車両等が当該地周辺の路上に駐車することの無いよう、駐車スペースを確保し指示・指導を徹底する。

第11条（テレビ電波障害対策）

乙は、本件工事及び本件建築物に起因したテレビ電波障害が発生した場合は、直ちに電波障害除去対策を行い原状回復の措置を行うものとする。

なお、経費負担（調査費を含む）は乙の責任において行うものとする。

第12条（風による家屋及び付属物の損傷対策）

乙は、本件建築物の建設に起因することが明らかな風により甲の建物及び付属物に損傷を与えた時は甲と乙は協議の上、乙の負担により修復又は補償をするものとする。

なお、損傷の調査等は乙の費用で行うものとする。

第13条（プライバシー侵害対策）

乙は、本件建築物に近接する甲よりプライバシー保護のための対策の申し入れがあった場合は、甲・乙協議の上、対応措置を講ずるものとする。

第14条（汚染有害物質対策）

- (1) 乙は、杭工事施工計画書にある地下水汚染に対して汚染濃度分析の確認を行い、行政と協議を行いながら工事を慎重に進めるものとする。
- (2) 観測井、杭工事における地下水汚染の調査、分析は第三者専門機関（中央開発株式会社）が行い、乙はその調査分析報告書の当該項目について控を甲の要求に応じて甲に公開するものとする。

第15条（協議事項の周知・徹底）

乙は、本協定の内容を協力業者も含めた現場作業員に周知・徹底するよう努めるものと

する。

第16条（連絡窓口）

乙は、工事責任者を定めて作業中は現場に常駐させ、この協定書が円滑に履行できるよう工事を管理監督するものとする。

この協定を円滑に実施するために甲・乙の連絡担当者を次のように定め、変更があった時は、速やかに相互に通知するものとする。

甲. (住所) 習志野市東習志野 [REDACTED]

(氏名) [REDACTED]

(TEL) [REDACTED]

乙. (住所) 習志野市東習志野2-1 現場作業所内

(氏名) 現場所長 井上 務 次席：奥田 茂 次席：里見 義之

(TEL) 047 (470) 8301

第17条（違反行為について）

本協定の各条項に明らかに違反する行為があると甲から申入れがあった場合は、乙は、速やかに事実確認を行うとともに重大な違反行為が確認された場合は、速やかに改善し、その改善内容を甲に文書で報告するものとする。

第18条（その他について）

本協定書の解釈について疑義が生じた場合、又は本協定書に定めのない事態が生じた場合は甲・乙が誠意をもって協議し解決するものとする。

甲・乙はこの協定の締結を証するために本書2通を作成し、各々が記名・捺印の上、各一通を保有するものとする。

以上

平成20年 2月 20日

甲. (住所) 習志野市 東習志野 [redacted]

(氏名) [redacted] 印

甲. (住所) 習志野市 東習志野 [redacted]

(氏名) [redacted] 印

乙. (住所) 東京都港区芝二丁目32番1号

株式会社 長谷工コーポレーション

(氏名) 開発部長 [redacted] 印

(祝日作業内容一覧表)

- ・ 重機を使用しない型枠・鉄筋工事
- ・ 重機を使用しない仮設工事
- ・ 内装工事関係
 - クロス張 内部造作 フローリング等床工事 建具工事
 - 設備工事 (内部給排水配管 電気配線 機器取付け)
 - サッシ工事 (サッシ取付け サッシ埋め ガラス取付け)
 - 雑金物工事
- ・ 外装工事関係
 - タイル工事 (タイル割付 タイル貼 タイル洗い)
 - 左官工事 (タイル下地 外壁補修)
 - 手摺取付け工事
 - 吹付け工事
- ・ 外構工事
 - 重機を使用しない工事
 - フェンス取付け
- ・ 準備工事
 - 墨出し